

平成30年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成30年 6月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年 6月19日 午後1時25分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	税務住民課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
				保険健康課長	芝野英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例
(民生産業副委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 (民生産業副委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
(民生産業副委員長報告)
- 日程第4 議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(民生産業副委員長報告)
- 日程第5 議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第6 議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第7 意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書
- 日程第8 閉会中の継続事件

平成30年6月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号から日程第4 議案第60号までの4件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業副委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業副委員長。

○12番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例。

議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例。

議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町工場立地法準則条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第59号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。
久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

平成30年度の本予算は3月議会にて否決されました。その理由は、庁舎建設に伴う業者選定の問題だけではありません。何度も言いますように、昨年のくらで病院の問題に端を發した町長の町政運営と政治姿勢に問題があるからです。

特に、議会をないがしろにした町長の議会答弁は、町民をあまりにも軽んじているとしか言いようがありません。「私はいつも町民のことを考えている」と言いながら、ほぼ毎日のように福岡のマンションから通い、その上庁用車を私物化してきたのは周知の事実です。

本予算は、町民生活に直結した大事な予算です。しかしながら町民や議会をないがしろにするような町長の政治姿勢では、予算編成どころか町政運営を任せるわけにはいきません。

徳島町長への不信任の意味を込めて反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度鞍手町一般会計予算は、本年3月の定例議会において議案第19号として提案されましたが、徳島町長のくらで病院運営に関する越権行為に対する反発や庁舎等建設に伴う基本設計業務委託事業者選定方法における考え方の相違など議会に対する対応等の理由によって否決されました。

行政運営のチェック機関として、我々鞍手町議会としては徳島町長に対し、当然、是々比々

として改めるべきは改めてもらうよう指摘していくところではありますが、町長の議会对応や感情的な言動ではなく、大所高所に立って町民生活をまず第一に考え議論するべきと考えています。

徳島町長が推し進めているまちづくりにおいては、これまでの歴代の町長を否定するわけではありませんが、今までの町長にはない発想と手法により、企業誘致や人口減少対策などに取り組み、鞍手町も大きく変わろうとしています。

3月の定例議会において、平成30年度当初予算が否決されたことにより、現在、6月末までの暫定予算となっておりますが、これまでの3ヶ月間、町民の方々に多大なご迷惑をおかけしております。

今回、徳島町長は、庁舎等建設の関連予算を減額し、鞍手町民の生活を最優先にした予算を編成して提案されており、否決すべき予算案ではありません。

よって議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に賛成いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論に参加いたします。

鞍手町及び近隣住民の地域医療に重要なくらて病院の現在の状況については、徳島町長の一方的で悪質な法を無視した自分本位な不当介入が原因であることは明らかであります。

本来、町民の生命、財産を守るべき立場の町長が法を犯し、自らの身勝手な不当介入の結果、多くの患者やその家族、更には多くの町民に大きな不安と負担を与えているにも関わらず、招いた結果責任を負わず、未だに言い訳を繰り返していることに人間性を疑うものである。

徳島町長の存在がくらて病院の医師招聘に関し、最大の障壁であることは言うまでもない。

先の3月定例会で、平成30年度当初予算が否決された理由が、新庁舎建設に向けた基本設計の業者選定方法にあるかのように考えているようだが、否決された理由さえ的確に判断できないのか。

また、5月に新聞報道された、議会と調整を図りたいなどの軽々しい発言は、あたかも提案される議案に対し事前に議会と協議しているかのごとき誤解を招くものであり、到底ゆるされる発言ではない。

議会に対し、議案の提案者である徳島町長の答弁態度を見ていると、臨席者に答弁内容を示され答弁していると見て取れる。これは、町長自身が議案の内容を理解把握していないものと判断せざるを得ない。

更に、6月議会において、庁用車の利用に関する疑義が生じるなど、徳島町長の政治姿勢は改まったとは言い難く、町長としての資質に欠けると再認識するものである。

これらを総合的に判断し、徳島町長に対する不信感は更に強まったと言える。

たとえ町政の混乱と停滞を招く結果となろうとも、その責任は全て徳島町長に起因するものである。

以上を理由とし徳島町長に対する不信任の意志を強く示し、重要議案であることは十分に理解しているが、議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対する。

以上、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算について次の3つの理由により反対の立場から討論いたします。

第一に3月議会では、当初予算に計上されていた庁舎建設のための設計測量や調査業務などの委託料7,026万円が、30年度での事業実施の意志がありながら、今回提案された一般会計予算から意図的に計上が見送られています。

この予算は、庁舎建設等検討委員会や議会に対する説明ではプロポーザル方式で業者を選定すると説明されてきましたが、町長が独断で突然選定方式を変更したため、今年1月の臨時会で否決され、3月の当初予算でも否決されました。

そこで、議会との意見の対立があるので議論を避けて基本設計等の委託料をあえて計上せず、姑息とも言える方法で予算を通そうという魂胆が透けて見えます。これは予算編成する際の大原則である一会計年度における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に編成しなければならないという地方自治法第210条の総計予算主義に反すると言わざるを得ません。

次に、中国大連市への海外出張旅費について3月の暫定予算には計上されていないにもかかわらず、国内向けの普通旅費を流用して出張したことです。これは、今回の一般会計予算とは直接にはかかわりはありませんが、当初予算が否決され、暫定予算を編成した際に政策的経費ということで大連市への出張旅費を削減した時点で出張を見送らざるを得ないことはわかっていたはずですが。にもかかわらず予算書に計上していない費目で予算を流用して大連市へ出張しているが、30年度の一般会計に計上されることなく執行されたことになり、議会として全くチェックできず、チェック機関としての機能が果たせません。

このような手法がまかり通れば、都合の悪い事業は意図的に説明書に記載せず、予算通過後に他の費目から流用することも可能で、このような流用は議会との信頼関係を損ない動議に反する手法で認めるわけにはいきません。

最後に、今回の一般会計予算に対して住民の生活に支障をきたしかねないので、通すべきではないかとの意見が一部にあるが、この予算を通すことは議会との歩み寄りをせず、意見の対立する予算は見送るなど町長の身勝手な予算編成や予算執行を認めることになり、今後の予算編成や予算執行に許すことができない悪例になりかねず、到底見過ごすことはできま

せん。

更に、年間3万kmに及ぶ庁用車の使用に象徴される身勝手な町政運営や、くらて病院に対して権限を逸脱した不当な介入を行い内科常勤医師6名が退職するにいたり、収益の大幅な悪化を招く事態に陥りながら、全く責任をとらない政治姿勢に対しても賛同できません。

改めるべきは町長であり、議会は毅然として駄目なものは駄目と信念を持ってはっきりと意思表示すべきと考えます。

したがって議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算に反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。従って、原案について採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」同数)

以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

よって地方自治法第116条 第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

議案第59号 平成30年度鞍手町一般会計予算について、議長は可決と採決します。

次に、日程第6 議案第61号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第7 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

6番議員 田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成30年6月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 田中二三輝。

同じく 須藤 敏夫。

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出があっています。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 宇 田 川 亮

議員 竹 内 利 一